

ようこそ、  
越谷市議会の皆さん！

## 古賀市議会の 議会改革の取り組み その歩みと今後の課題

2017年8月7日（月）

古賀市議会

1

- 2015年度の視察**
- ①熊本県大津町議会（7月7日）
  - ②愛知県小牧市議会（7月9日）
  - ③埼玉県越谷市議会（8月19日）
  - ④愛知県豊川市議会（8月20日）
  - ⑤大分県竹田市議会（11月8日）
  - ⑥京都府向日市議会（11月10日）
  - ⑦群馬県渋川市議会（11月10日）
  - ⑧長崎県対馬市議会（11月22日）
  - ⑨佐賀県唐津市議会（12月3日）
  - ⑩奈良県生駒市議会（1月26日）
  - ⑪埼玉県行田市議会（1月29日）
  - ⑫京都府長岡京市、向日市（2月8日）
  - ⑬千葉県袖ヶ浦市議会（2月10日）
  - ⑭滋賀県彦根市（2月15日）



視察時の説明の様子

**2016年度の視察**

- ①4月28日（木）福島県郡山市議会
- ②5月9日（月）鹿児島県志布志市議会
- ③5月18日（水）大分県津久見市議会
- ④7月13日（水）大刀洗町議会
- ⑤10月17日（火）神奈川県厚木市議会
- ⑥10月17日（月）茨城県つくば市議会
- ⑦11月16日（木）千葉県印西市議会
- ⑧11月17日（木）長崎県五島市議会
- ⑨11月18日（金）愛媛県西予市議会
- ⑩2月28日（木）千葉県成田市議会
- ⑪2月28日（金）大阪府泉大津市議会
- ⑫2月15日（水）徳島県小松島市議会

**2017年度の視察**

- ①4月13日（木）富山県小矢部市議会
- ②5月31日（水）鹿児島県志布志市議会
- ③7月13日（木）三重県名張市議会
- ④7月27日（木）香川県三豊市議会
- ⑤8月3日（木）島根県浜田市議会
- ⑥8月7日（月）埼玉県越谷市議会
- ⑦10月5日（木）山形県南陽市議会
- ⑧10月13日（金）広島県三次市議会
- ⑨10月24日（火）愛知県東海市議会
- ⑩10月25日（水）山形県長井市議会
- ⑪1月25日（木）大阪府北摂市議会議長会

今日お話しする主なテーマ

＜前半＞

- (1) 議会改革前史の紹介
- (2) 2011年5月以降の議会改革の経験
  - ◆制度上の改革や自由討議、議会報告会など
  - ※質疑応答
- ＜後半＞
  - (3) 政策提言力向上、今後の課題
    - ◆政策推進会議（防災対応、公共交通）
    - 大学とのパートナーシップ協定など
  - (4) その他
    - ※質疑応答

3

前半

摸索

主な流れ

**改革の摸索 市制施行（1997年）を契機に**

- 「議会だより」の発行
- 一日一委員会の開催
- 議長裁量による一問一答

検討

**検討の着手 活性化特別委（2010年）や議運**

- 議会基本条例の視察研修、三重県議会事務局次長による研修会
- 特別委最終報告「基本条例は、来任期における重要な検討課題」

実現

**議会改革の実現 2011年5月の新体制発足による**

- 議会基本条例策定を掲げた議長の所信表明
- インターネット中継、議会基本条例の施行、改革度九州沖縄1位
- 災害対応要綱や看護大学とのパートナーシップ協定

定着

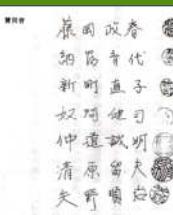
**議会改革の定着・継続 2015年5月以降の今期**

- 改選後の新たな体制による議会改革の定着・継続
- まち・ひと・しごと地方創生への対応
- スマホ、iPad対応

前半

1995年9月14日

議案採決を最終日にすること、一般質問持ち時間制を提案



22年前  
議会改革の一歩が記された

前半

1996年9月の申し入れ  
議会だより、一般質問の第一答弁書  
一般質問通告書の傍聴者配布を提案



## 前半

### 前期議長（奴間健司）就任の所信表明（2011年5月）

**第1に、魅力と誇りある古賀市を目指す。**古賀市が持てる特徴を最大限に生かし、市民の皆様の幸せ、環境、福祉、子育て、教育、そして産業振興など魅力あるまちづくりを実現するため、議会として19名の議員全員で積極的に役割を果たすよう努力する。

**第2に、開かれた議会の充実を目指す。**議会だよりの充実や議会のインターネット中継、録画の配信、議会ホームページの充実、議会主催の報告会の開催、市民が傍聴しやすい環境整備に取り組む。

**第3に、議会の役割を發揮するために努力。**議案に対する活発な質疑、決算審査の充実と予算や施政方針への反映、各常任委員会における所管事務調査と提言、各種団体との意見交換等の充実に取り組む。議会全体での研修会、議会基本条例の制定や第4次総合振興計画の策定について取り組む。

**第4に、民主的な議会運営。**日ごろからの議員同士のコミュニケーションに加え、議員連絡会の定期開催、必要に応じた会派代表者会の開催、正副議長と事務局との定期的打ち合わせなどに取り組む。

**第5に、議会事務局の充実。**議会事務局の職員が仕事をしやすい環境整備に配慮し、議員の調査研究活動、政策づくりなどに対するサポート体制の充実に向けて配慮する。

## 前半

### 前期4年間の主な取り組み

2011年5月 2012年5月 2013年5月 2014年4月

インターネット中継検討 中継実現 議場モニター、委員会室カメラ

議会基本条例検討・可決

施行準備 施行・自由討議

検討に2年間  
施行準備に8か月

補正特別委、発言通告制、ボタン表决

8回 議員全員を対象とする研修会実施

500回 式典、イベント、各団体総会等での議長挨拶

200回の正副議長局長定例会議、月1回の議員連絡会

定例議会の前後に市長、副市長との協議の場

- ・政務活動費条例
- ・会則規程改正
- ・深夜花火規制条例
- ・予算減額修正

7月  
初の議会報告会

災害時議会対応要綱

パートナーシップ協定

3月予算特別委の中継  
議会報編集常任委員会

## 前半

### インターネット議会中継に至る合意形成の経験

#### ①検討期間

- ア) 検討開始：2011年6月3日
  - イ) 会派代表者会議等での検討
  - ウ) 同意確認：2012年1月18日（同意11人、不同意6人）
  - エ) 市長の最終判断と全協での合意：2012年1月30日
  - オ) インターネット中継開始：2012年6月5日
- ②検討してきたテーマ
- ア) 議会公開と議場老朽化対策は必要との共通認識
  - イ) インターネット中継・録画配信はいまや標準的服务
  - ウ) インターネット利用率が高齢者でも増加し、障がい者にとっては必需ツールとなっている
  - エ) 初期投資、維持管理費は導入議会の拡大とともに安価傾向
  - オ) 合意形成と並行して老朽化対策・デジタル化の予算要求を提出
  - カ) 定住化、企業誘致さらには防災や市民参画の審議会等の中継にも役立つので、予算是議会費でも効果はまちづくり全般に及ぶ

## 前半



議会トピックスで  
リアルタイムの  
議会情報発信

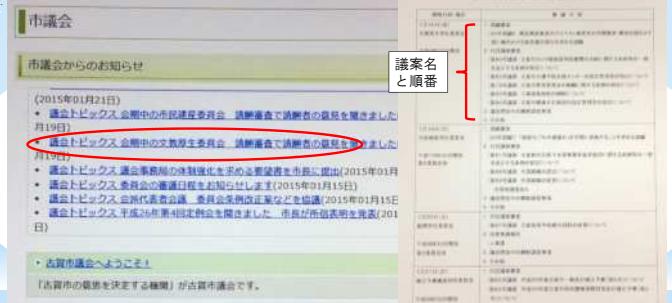
委員長報告も掲載  
付託議案の審査結果、  
閉会中の所管事務調査

iPadでも中継・録画を見る  
ことができるようになりました！

## 前半

### 会期中の委員会の審議日程を事前に公開しました

審議する議案名とその審議順番



## 前半

### 政務活動費の収支報告をインターネット公開しました

（2015年1月21日）



2014年度分から領収書・収支報告・調査報告をインターネット全面公開へ

使途範囲を拡大せず、議長による透明性確保義務も明記

2013年2月、政務活動費交付条例の全部を改正

前半



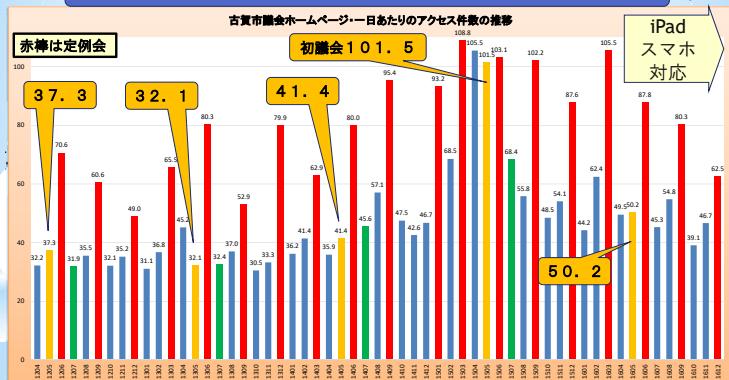
予算特別委員会のインターネット中継開始  
(2015年3月9日)

●2015年6月議会以降  
補正予算特別委員会  
決算特別委員会  
議員全員の特別委員会も  
中継・録画配信を開始

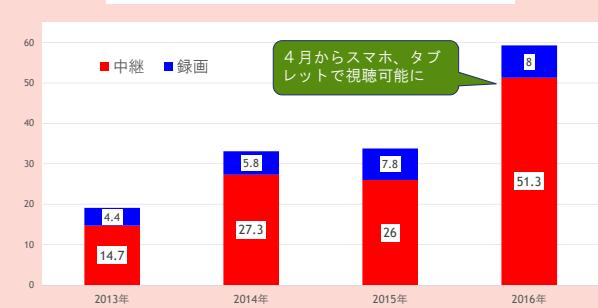


14

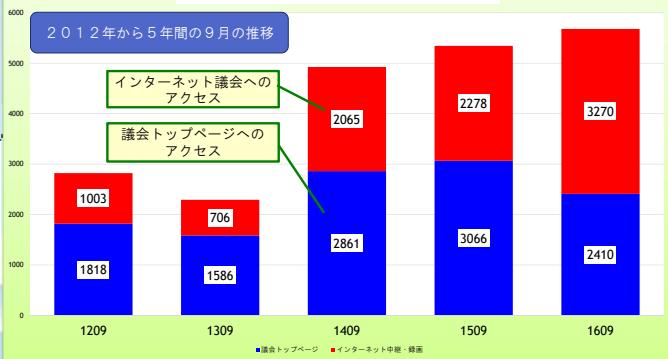
古賀市議会ホームページを見てくれる方が増加しています



インターネット議会アクセス件数（日あたり）



古賀市議会・ホームページ月間アクセス実績



前半

議会基本条例の制定、施行に向けた取り組み



## 前半

### 議会基本条例制定をめぐる論点

#### ①条例の目的は何か

- 有っても無くてもよいのか、必要不可欠な条件か、市民への約束か
- ②議会の役割（議決・批判・監視、さらには政策提言、結果の説明責任）
- ③議員研修を盛り込む必要性（個人、委員会、議会全体）
- ④自由討議（必要性、法的根拠、休憩中でいいのかどうか）
- ⑤会議の原則公開（現状評価、傍聴者の許可口述の修正）
- ⑥議会報告会（議会として、会派・個人として、議員個人の意見の扱い）
- ⑦一問一答（一括質疑も認めるべきか、一問一答の意義）
- ⑧反問権（質疑と質問の違い、代案・根拠を必要とするかどうか）
- ⑨政策推進会議（特別委員会とどう違うのか）
- ⑩条例案の委員会提案が議員提案か
- ⑪条例案は賛成多数で可決、8ヶ月の準備期間を経て会議規則改正は賛成全員で可決（政策推進会議や議会報告会に関する要綱等を整備）
- ⑫条例案の文言の適正化における議会事務局の役割
- ⑬2014年4月以降は議員全員一丸となって  
具體化に取り組めた！

議会基本条例施行から3年経過。  
運で行うことにしていましたが、その効果を実感しています。これからです。

## 前半

議会を身近にする市民アンケート  
2011年10月実施  
2000人配布、456人回答

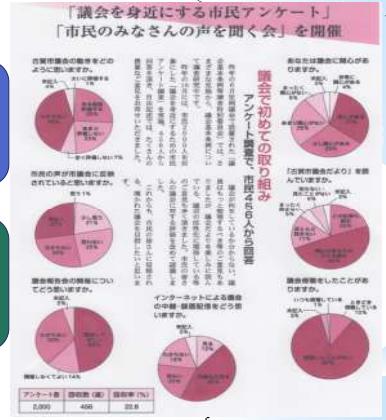
**議会報告会要望 48%**  
**インターネット見る 57%**

市民の声を聞く会  
2011年11月22日開催  
39人参加

議会報告会を行政区ごとに開催を  
議会基本条例に期待している  
議員のやる気と質の向上が必要

### 「議会を身近にする市民アンケート」「市民のみなさんの声を聞く会」を開催

議会で初めての取り組み



## 前半

### 議会報告会幹事会

各常任委員会、議運の  
正副委員長で構成



2014年4月30日・議会応接室  
初めての幹事会



2015年9月14日・第2委員会室  
今期の幹事会

21

## 前半

古賀市議会からのお知らせ

### 第1回 議会報告会

平成26年3月、古賀議会で  
話題が、議論、わたりやすくお伝えします。

開催日時  
▶ 7月18日（金） 千鳥苑大広間  
▶ 7月19日（土） 岩山公民館  
▶ 7月20日（日） リーパスプラザ

3会場とも、19時～21時 大会議室

開催期間：コチラ、お問い合わせください

開催方針：この会議でもご参加いただけます。

古賀市の動向を詳しく聞いて下さい。

市民の皆さんのお力貸しであります。

主催：古賀市議会、お問い合わせ：古賀市議会事務局

初の議会報告会  
お知らせのチラシ

日時・会場	担当する議員
18日 7月18日（金） 千鳥苑大広間 19時から21時	吉川耕治 田中英樹 芝尾和恵 飯尾浩祐 前野月
2日 7月19日（土） 岩山公民館 19時から21時	内藤勝子 吉住敬子 芝尾和恵 鈴木義則 紺崎弘明
9日 7月20日（日） リーパスプラザ 大会議室 19時から21時	鈴山西仁 高原伸二 溝澤哲史 森田小竹 仲道加裕 三好貴一
会場で配付する冊子があります。 お問い合わせ、「お問い合わせ」平成26年春号を7号」お問い合わせください。	

ご参考：1回目  
A会場、古賀市議会の議事録をスタートしました。これは他の議員  
に始め、隣り合った議員がどうするか議論としてやり替りしたことのあるもの  
です。そのため議員は議論を始めると同時に議論を終らなければなりません。  
これが古賀市議会の特徴です。

古賀市議会の特徴は、議論をやり替りながら議論を進めることであります。

## 前半

今期



古賀市のこと、一緒に  
古賀市民＊ 2017年度は  
11月18日、19日に  
3会場で開催予定

23

## 前半

### 議会報告会プレゼン・リハーサル



前期

2014年7月のリハーサル



2016年10月のリハーサル

24



会場の全景  
2014年7月20日・リーパス

年 度	参 加 者 数
2014年度 3会場（7月）	103人
2015年度 1会場（11月）	18人
2016年度 3会場（10月）	70人

### 初の議会報告会に103人が参加、よかったですと評価

- 7月18, 19, 20日の議会報告会に市民103人が参加

アンケートには開催を評価する声が記入



今期初めての  
議会報告会  
2015年  
11月14日

中月定例会後も引き続き開催されました。各委員会で意見が提出され、議論がなされました。議員は各議題について意見を述べ、議論がなされました。



### 前半

### 一問一答

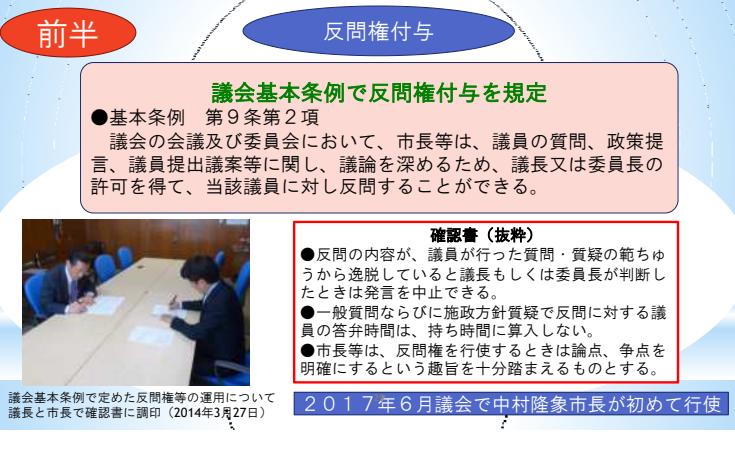
#### 議長裁量で一問一答を17年前から導入

- 2000年8月に申し合わせ事項の改正
- 一般質問で一問一答が実施される（持ち時間は30分）

#### 議会基本条例で一問一答を正式に規定

- 2014年4月1日から施行
- 基本条例 第9条

議会の会議における議員と市長等との質疑応答は、市政上における論点および争点を明確にするため、**一問一答の方式で行うことができる。**



#### 議会基本条例で反問権付与を規定

- 基本条例 第9条第2項

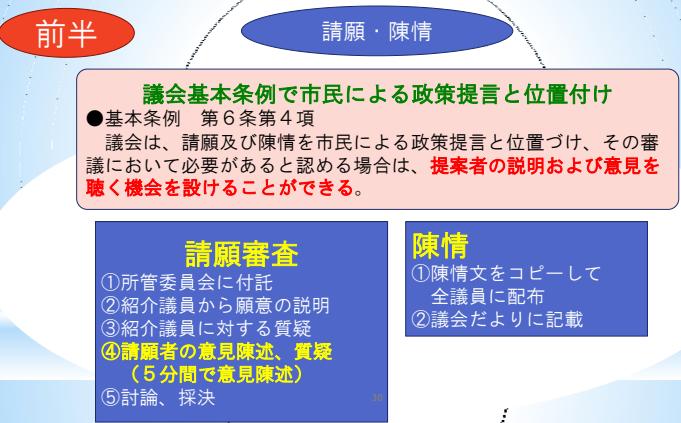
議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

#### 確認書（捺印）

- 反問の内容が、議員が行った質問・質疑の範囲から逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは発言を中止できる。
- 一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、持ち時間に算入しない。
- 市長等は、反問権行使するときは論点、争点を明確にするという趣旨を十分踏まえるものとする。

2017年6月議会で中村隆象市長が初めて行使

議会基本条例で定めた反問権等の運用について  
議長と市長で確認書に調印（2014年3月27日）



### 前半

### 請願・陳情

#### 議会基本条例で市民による政策提言と位置付け

- 基本条例 第6条第4項

議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、**提案者の説明および意見を聞く機会を設けることができる。**

#### 請願審査

- ①所管委員会に付託
- ②紹介議員から願意の説明
- ③紹介議員に対する質疑
- ④請願者の意見陳述、質疑  
(5分間で意見陳述)
- ⑤討論、採決

#### 陳情

- ①陳情文をコピーして全議員に配布
- ②議会だよりに記載

<p><b>前半</b></p> <p>請願者の意見を正式に聞く機会を実現</p> <p>市民建産委員会 (2015年1月19日)</p> <p>文教厚生委員会 (2016年9月5日)</p> <p>紹介議員の説明と質疑が終了したあと、5分以内という条件で請願者から意見をお聞きしました。</p>	<p><b>前半</b></p> <p>自由討議の活用①</p> <p><b>議会基本条例で自由討議尊重を規定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本条例 第4条第1項 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。</li> </ul> <p><b>会議規則で自由討議の運用を規定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議規則第52条の2、第115条の2 質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたときは動議があつたときは、会議に誂って<b>自由討議を行うことができる</b>。</li> <li>● 会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わつたときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。</li> </ul>
<p><b>前半</b></p> <p>自由討議の活用②</p> <p><b>議会基本条例施行前に自由討議を試行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013年12月議会 補正予算審査で休憩中に自由討議を試行</li> <li><b>総務委員会で自由討議を活用</b></li> <li>● 2014年6月議会 総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）で自由討議を活用</li> <li><b>決算特別委員会で自由討議を活用</b></li> <li>● 2014年9月議会 決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について自由討議を行い6人が発言。委員長報告に盛り込む。</li> <li><b>まち・ひと・しごと特別委員会で自由討議</b></li> <li>● 2015年9月～12月 各会派、議員の意見を基に自由討議</li> <li><b>市民建産委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」</b></li> <li>● 2016年3月議会 国保改定に伴う市長への要望</li> </ul>	<p><b>閉会中の所管事務調査と議案審査の最近の経験</b></p> <p>会期中の所管委員会 (6月16日)</p>
<p><b>前半</b></p> <p>タブレット活用</p> <p><b>資料をPDFファイルで提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2013年3月議会以降 議運メンバーで霧島市議会の先進事例を視察研修</li> <li>● 2013年7月（政務活動） 議運で逗子市議会のタブレット活用を視察</li> <li>● 2014年7月29日 9月議会最終日に報告。執行部に早期検討を提言。</li> </ul> <p>前期 逗子市議会の視察風景</p> <p>本会議、委員会へのパソコン等の持ち込みを許可すでにほぼ全議員が活用しています</p> <p>Google ドライブを活用した資料、日程、名簿などの共有から着手</p>	<p><b>前半</b></p> <p>賛否の公開</p> <p>2017年3月27日 本会議</p> <p>● 押しボタンによる採決後、議長は「投票総数・人、賛成・人、反対・人、よって可決・否決」と口述。</p> <p>● 可否同数の場合は、直ちに議長裁決とする。以前は投票を行っていたが、可否同数が明確であることから投票を省略することが可能となった。</p> <p>会議規則第70条（起立等による表決）の第3項、4項に「押しボタン式表決」について定めた。</p>

## 前半

### 今期議長（結城弘明）の立候補の際の所信表明（2015年5月）

#### 行動指針

前期に施行した議会基本条例に基づき、二元代表制の元、執行部とは建設発展的に議論し、可能な限りの議員総意を求め、その最良の意志に基づき即行動。議会内では建設的な議論を経てオリジナリティに富んだ古賀市議会の形成に努力

#### 1 議会運営（判りやすい議会の構築）

- (1) 議会の可視化の拡充
  - ①インターネット配信の有効活用と使用促進のための周知
  - ②議会報に関する市民アンケート、必要かつ親しまれる広報
- (2) 議員間の情報の共有
  - ①府内研修の充実
  - ②タブレット端末の有効活用や情報機器活用に向け執行部に働きかけ
  - ③視察来庁には書簡の委員会は可能な限り対応し情報を得る。
- 2 まちづくりへの施策について**
  - (1) にぎわいと希望ある古賀市を創る
    - ①第4次総合振興計画後期見直し案、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し特別委員会などの体制づくり
    - ②人口増対策について三世代が定住できる環境づくり
    - ③土地の有効活用で経済の活性化
  - (2) 極めて政策提言、執行部の評価・支援、県・国への働きかけ

### 議会閉会中の所管事務調査

各課から文書資料とともに各事業等の進捗状況の報告を受け、質疑を行う。

総務委員会（総務部）

（1日間）

文教厚生委員会（教育部、保健福祉部）

（2日間）

市民建産委員会（市民部、建設産業部）

（2日間）

委員長報告全文をホームページにアップ

3委員長の報告  
A4版4ページ  
45分程度

### 定例会初日の本会議 議会閉会中の所管事務調査報告

### 早大マニフェスト研究所「議会改革度調査2014」

九州・沖縄で第1位の評価  
（2014年度）  
2015年5月22日（新聞報道）



日経新聞社  
（2013年度）  
九州で4位  
福岡県で1位

### 早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革度ランキング

古賀市議会の評価の推移です

2014年、2015年度、  
2016年度  
3年連続で九州・沖縄で  
第1位の評価

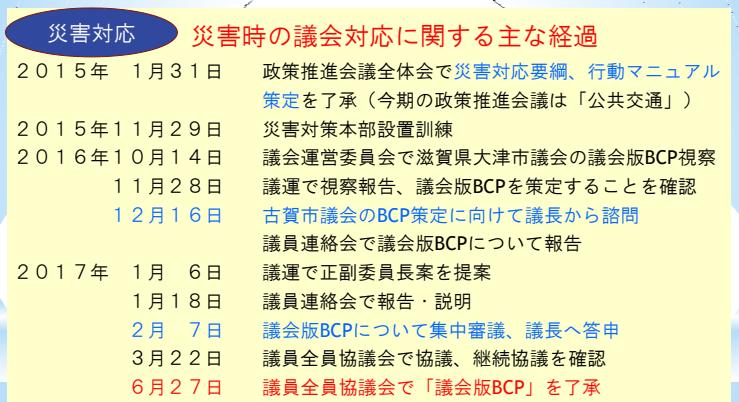
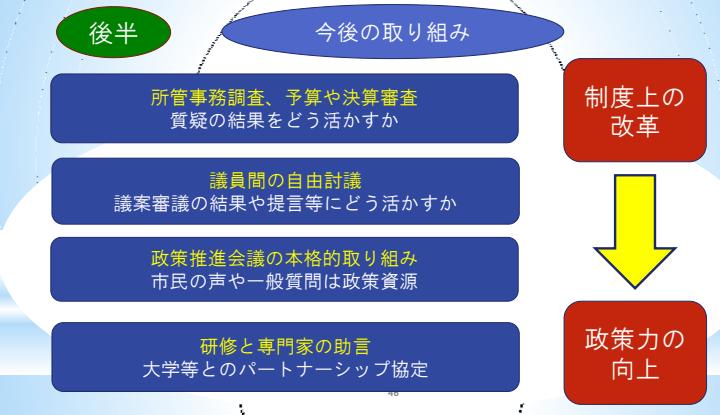
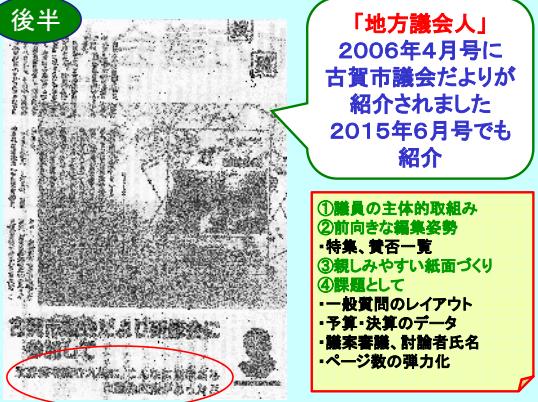
早稲田大学マニフェスト研究所・議会改革度調査結果の推移 福岡県古賀市議会					
調査年度	内野議席	議報発行枚	意見参加	機能強化	議長
2011年度	277	298	160	423	矢野治男 起開義利
2012年度	594	762	512	527	起開義利
2013年度	312	575	630	265	起開義利
2014年度	37	57	87	30	起開義利
2015年度	37	23	86	62	機能強化
2016年度	49	58	85	128	起開義利



古賀市議会の取り組みが月刊・「ガバナンス」に  
紹介されました（2015年12月号）

前半の質疑応答

2006年2月に古賀市議会は、深澤徹先生を講師に議会広報研修会を開催しました。その時の資料が大変参考になりました。



後半

### 前期の政策推進会議役員会の活動 古賀市議会災害対応要綱を策定

今回の熊本地震はこの  
レベル

- 「災害対応要綱」
- ①警戒本部第1回備  
局長が議長に報告
  - ②警戒本部第2回備  
議長は副議長、総務正副委員長を招集
  - ③災害対策本部  
議長は議会災害対策会議を設置（正副議長、議連と各常任正副委員長）
  - ④所掌事務  
安否及び居場所確認、災害情報の集約、市対策本部への情報提供、市対策本部からの情報の議員への提供
  - ※議会事務局職員は議会の対策会議の事務に従事することになった。

政策推進会議は各会派選出メンバーで構成  
議長はオブザーバー

役員会でまとまったことなどは全体会で協議  
業務継続計画は議運答申をもとに協議し全協で了承  
確認します

前期

災害対応



災害時の議会対応要綱を市長に報告  
(2015年3月24日)



防災ジャンパーとヘルメットを購入  
(議員互助会)



議会対応要綱を記者発表  
(2015年4月15日)

災害対応



災害対策本部設置訓練  
2015年11月29日

越谷市議会  
の災害時  
対応訓練

古賀市議会災害対策会議の設置訓練  
(2015年11月29日・第1委員会室)

災害対応



大津市議会議会局次長  
清水克士さん  
サバイバルローラーバッグ

古賀市議会議会運営委員会は、災害発生時の議会としての業務継続計画(BCP)の策定に向けて、滋賀県大津市議会の先進事例を調査研究しました。  
2016年10月14日

防災グッズの整備

サバイバルローラーバッグ



3日間の飲料水や食料をはじめ携帯ラジオ、簡易トイレ、防寒用具など緊急時の必需品一式をまとめた防災用品のセット。22リットルと大容量で保冷・保温機能を備え、かつ、貯水タンクとしても活用することができます。

議員及び議会職員に配布

議員38個、執行部及び議会局職員40個

折り畳み式防災用ヘルメット



収納時

着用時

座席に収納

議員氏名、血液型、緊急時連絡先を明記

滋賀県大津市議会の  
防災グッズ

災害対応

非常時における議会の行動指針策定状況  
2016年11月2日  
議会改革マニフェスト研究所  
早稲田大学マニフェスト研究所  
調査部会

非常時における議会BCP／業務継続計画

議会独自のBCP（業務継続計画）を定めているのは・・・

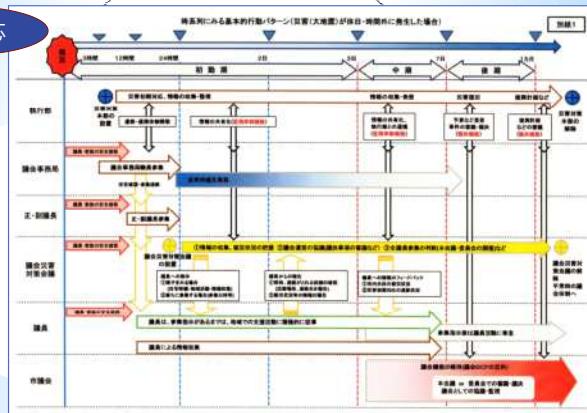


平野田大学マニフェスト研究所

何らかの行動指針がある議会 34%  
 - 申し合わせ - 議員の行動指針  
 - 対応マニュアル  
 - 災害対策本部設置要綱 - BCP

## 災害対応

災害発生後の時系列の行動パターン  
議会運営委員会の答申  
2016年2月7日



## 災害対応

災害発生時の本会議運営マニュアル  
議会運営委員会の答申  
2017年6月27日

ケース	定例会の時期	議連	本会議開会可能	本会議開会不可	委員会	一般質問	市長の專決処分
1	告示1週間前くらい	議長不可能な場合は正副議長、議連正副委員長判断	●開会	●召集されない 議員半数以上死亡	状況判断	開会	●市長判断で専決処分可能
2	告示(前日1週間前)	議長不可能な場合は正副議長、議連正副委員長判断	●開会	●召集されない 議員半数以上死亡	状況判断	開会	●市長判断で専決処分可能
3	初日の本会議 二日目の本会議	議長不可能な場合は正副議長、議連正副委員長判断	●開会	●召集されない 議員半数以上死亡	①付託・審査→本会議採決 ②付託省略→本会議質疑・討論・採決	開会	会期中の議決権合併専決処分可能
4	委員会	議長不可能な場合は正副議長、議連正副委員長判断	●開会	●召集されない 議員半数以上死亡	①付託・審査・審議中→本会議 ②付託不可動→本会議	開会	会期中の議決権合併専決処分可能
5	一般質問	議長不可能な場合は正副議長、議連正副委員長判断	●開会	●召集されない 議員半数以上死亡	①付託を了承し、審査結果報告・質疑・討論・採決、議長、議連正副委員長判断	開会	会期中の議決権合併専決処分可能
6	最終日の本会議	議長不可能な場合は正副議長、議連正副委員長判断	●開会	●召集されない 議員半数以上死亡	終了	開会	本会議で閉了開会

## 後半

地域公共交通総合研究所の小嶋光信理事長を講師に研修会  
福岡県中部十市議会の200人が参加(2014年10月29日)

議員全員で研修会を開催  
政策提言に生かしたい

「交通政策基本法」  
「地域公共交通活性化再生法」  
国の政策は大きく変わった



## 後半

議会研修会の開催  
課長、係長等を講師にテーマ別の研修会

前期は、財政、高齢者、産業、土地、教育、健康、農業の7テーマで実施。  
本期も、財政、健康問題、水道行政をテーマに実施。



58

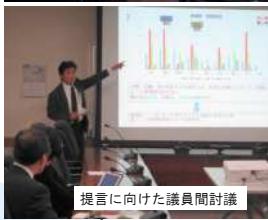
## 政策推進会議

政策推進会議全体会の様子  
市民の声をもとに提言に向けた議員間の討議を積み重ねました



### 議会基本条例・第13条

- 市政に関するものについて、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、**政策推進会議**を開催することができる
- 提言として取りまとめたものについて市長等に報告することができる



### 政策推進会議運営要綱

- (所掌事務) 政策課題の決定、調査研究の実施、**政策的条例案**の策定、市長に対する**政策提言**の報告
- (役員会) 副議長及び各会派から選出された者で役員会を置く。
- (役員会の所掌事務) 政策課題の募集及び選定、政策課題発表会の企画及び実施、議会報告会を受けた政策課題の発意、緊急性および必要性が高い政策課題の発意

## 後半

今期

政策推進会議  
政策テーマ選定に向けて発表会を実施  
(2015年10月19日)

地域公共交通をテーマに決定各会派・議員等で  
公共交通の構想(案)を提出し  
議員間討議を実施

## 今期の政策推進会議



後半

議会と大学のパートナーシップ協定  
2月24日に協定書締結並びに記念講演



福岡女学院看護大学



古賀市議会



健康寿命延伸に向けた学生の地域活動

市と大学の包括的連携



公民館でのヘルスステーション

67

後半

福岡女学院看護大学と古賀市議会  
のパートナーシップ協定を締結  
(2015年2月24日)



前期

看護大学の松尾和枝教授が  
議場で記念講演  
(2015年2月24日)

古賀市議会と福岡女学院看護大学との  
パートナーシップ協定書

古賀市議会議長「議会と大学との連携協定書」(以下「協定」といいます)と福岡女学院看護大学(以下「看護大学」といいます)は、両者の連携と互恵協力を図ります。

双方は、この協定は、自民党を代表して行政に関する意見交換を行う議会と、実務的資本を有する看護大学がパートナーシップを構築する上に着手し、それだけが得た実績を両方に貢献し、地域社会における政策課題への適切な対応と、地域の問題に貢献することを目的とする。

(目的)

第1条 この協定は、自民党を代表して行政に関する意見交換を行う議会と、実務的資本を有する看護大学がパートナーシップを構築する上に着手し、それだけが得た実績を両方に貢献し、地域社会における政策課題への適切な対応と、地域の問題に貢献することを目的とする。

(協力事項)

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、議会及び看護大学は相互に連携し、協力をするものとします。

① 読書づくりについての意見交換、研修の機会

② 総合的な政策研究会の開催に協力すること

③ 看護大学での政策研究会後の発表会開催すること

④ 両者が連携するものと認められた他の目的や連携するために、福岡女学院看護大学が協議の上、必要なと認められる事項。

〔協定書類〕

第3条 本協定書の有効期間は、協定締結日から平成26年(以下「平成26年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から2ヶ月以内までに、議会又は看護大学から本協定にかかる変更又は解消の意思表示がない場合は、同一条件による延長期間とするものとする。その場合また終了する。

(その他)

第4条 この協定に定めることのほか、議会と看護大学との協力に関する事項については、両者協議の上、別途別紙名を付す。

本協定の成立をすすめるため、議定書を締結を終じ、各自及び看護大学がそれを署名押印の上、各1通を提出するものとする。

平成25年(2013年)2月24日

古賀市議会議長(署印)

古賀市議会議長(丁印) 幸田千葉(丁印) 幸田千葉

福岡女学院看護大学  
福岡女学院看護大学  
校長(署印)

校長(丁印)

福岡女学院看護大学  
福岡女学院看護大学  
学長(丁印)

後半

パートナーシップ協定に基づく取り組み



福岡女学院看護大学の学生  
5人が議員にインタビュー  
2015年5月27日



福岡女学院看護大学の学生  
4人が一般質問を見た上で  
議員にインタビュー  
議員活動のあり方に  
ついても質問  
2016年5月13日

2017年5月19日  
看護大学生インタビューを実施



福岡女学院看護大学の松尾教授が  
県市議会議長会研修会で講演  
2015年10月15日  
健康寿命延伸、議会と大学との  
パートナーシップ協定を発信

今期



3回目の議場での作文発表  
(2016年2月13日)

小中学生が堂々と意見発表

子どもたちが傍聴席の  
保護者等におおきに



71

議会事務局体制強化を求める要望書を市長に提出  
正副議長、議運正副委員長で手渡す(2015年1月15日)



後半

前期

今期も  
この体制は継続  
2015年5月に  
実現しました

2015年5月以前の状態  
●正規4人と再任用1人  
●業務の過重負担  
●5月に育休正規の復帰

●正規職員5人の確保  
●再任用1人の確保  
●議会基本条例施行に対応できる議会事務局体制の確立が大きな趣旨  
●産休対応を正規職員配置とする



後半の質疑応答

74

ご清聴ありがとうございました。  
今後も情報交換、経験交流を  
お願いします。

75